改正　令和７年５月２７日　原規規発第 2505273 号　原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年５月２７日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部を改正する規程

実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド（原規技発第 1311273 号）の一部を、別表により改正する。

附　則

この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第４４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（令和７年６月６日）から施行する。

別表　実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド　新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第２章　安全性向上評価の内容及び届出書記載事項 １．・２．　（略） ３．安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析 原子炉等規制法第４３条の３の２９第２項第１号及び第２号並びに実用炉規則第９９条の６第１号ハ及び第２号の規定に基づき実施する、自主的に講じた措置に係る調査及び分析について長所及び短所を明らかにした上で記載する。 調査及び分析に際しては、１．及び２．の内容を踏まえるものとし、以下の手法を適用する。 調査及び分析並びにその安全性の向上に対する有効性の評価に当たっては、原子炉等規制法第４３条の３の２９の規定を踏まえた上でIAEA安全ガイド（「Periodic Safety Review for Nuclear Power Plants」（No.SSG-25）。以下「No.SSG-25」という。）若しくは一般社団法人日本原子力学会　日本原子力学会標準「原子力発電所の安全性向上のための定期的な評価に関する実施基準：2023」（AESJ-SC-S006：2023。以下「原子力発電所の安全性向上のための定期的な評価に関する実施基準：2023」という。）又はこれらと同等の規格を参照することができる。	第２章　安全性向上評価の内容及び届出書記載事項 １．・２．　（略） ３．安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析 原子炉等規制法第４３条の３の２９第２項第１号及び第２号並びに実用炉規則第９９条の６第１号ハ及び第２号の規定に基づき実施する、自主的に講じた措置に係る調査及び分析について長所及び短所を明らかにした上で記載する。 調査及び分析に際しては、１．及び２．の内容を踏まえるものとし、以下の手法を適用する。 調査及び分析並びにその安全性の向上に対する有効性の評価に当たっては、原子炉等規制法第４３条の３の２９の規定を踏まえた上でIAEA安全ガイド（「Periodic Safety Review for Nuclear Power Plants」（No.SSG-25）。以下「No.SSG-25」という。）若しくは一般社団法人日本原子力学会　日本原子力学会標準「原子力発電所の安全性向上のための定期的な評価に関する実施基準：2023」（AESJ-SC-S006：2023。以下「原子力発電所の安全性向上のための定期的な評価に関する実施基準：2023」という。）又はこれらと同等の規格を参照することができる。

３－１　（略）

３－２　安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価

原子炉等規制法第４３条の３の２２第１項及び実用炉規則第６９条の規定に基づく保安活動に加えて、発電用原子炉施設の安全性及び信頼性のより一層の向上に資する発電用原子炉設置者の自主的な取組を含めた活動について調査及び分析し、その安全性の向上に対する中長期的な観点からの有効性の評価について、以下の(1)から(14)までに示す安全因子ごとに整理し、記載する。

また、設計の旧式化など*1に対応するため、プラントの設備、機器などを対象に、他のプラント*2と比較することにより、両者の違いを踏まえて設備などのハード面及び運用などのソフト面から、対応する安全因子において安全性向上のための措置を講ずる必要がないかを評価する。なお、他のプラントと違いが見出された場合でも、直ちに対応が求められるものではないことに留意する。

*1：IAEA安全ガイド（「Ageing Management and Development of a Programme for Long Term Operation of Nuclear Power Plants」(No.SSG-48)）において、管理されるべき経年劣化（Ageing）のうち非物理的な劣化をオブソレッセンス（obsolescence：旧式化）と定義しており、「技術」

３－１　（略）

３－２　安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価

原子炉等規制法第４３条の３の２２第１項及び実用炉規則第６９条の規定に基づく保安活動に加えて、発電用原子炉施設の安全性及び信頼性のより一層の向上に資する発電用原子炉設置者の自主的な取組を含めた活動について調査及び分析し、その安全性の向上に対する中長期的な観点からの有効性の評価について、以下の(1)から(14)までに示す安全因子ごとに整理し、記載する。

また、設計の旧式化など*1に対応するため、プラントの設備、機器などを対象に、他のプラント*2と比較することにより、両者の違いを踏まえて設備などのハード面及び運用などのソフト面から、対応する安全因子において安全性向上のための措置を講ずる必要がないかを評価する。なお、他のプラントと違いが見出された場合でも、直ちに対応が求められるものではないことに留意する。

*1：IAEA安全ガイド（「Ageing Management and Development of a Programme for Long Term Operation of Nuclear Power Plants」(No.SSG-48)）において、管理されるべき経年劣化（Ageing）のうち非物理的な劣化をオブソレッセンス（obsolescence：旧式化）と定義しており、「技術」

(Technology)、「基準規格及び規制」(Codes, standards and regulations)及び「知識」(Knowledge)の三つのタイプに分類している。 また、No.SSG-25では、「構築物、系統及び機器の状態」(Actual condition of structures, systems and components important to safety)、「経年劣化」(Ageing)及び「安全実績」(Safety performance)の各安全因子の中で旧式化への対応について記載されている。 *2:比較対象のプラントは、国内の同型炉のほか、異なる型の原子炉や国外プラントを比較対象にすることも考慮する。 なお、運転開始後３０年を経過した発電用原子炉施設にあっては、「(4)経年劣化」について、原子炉等規制法第４３条の３の３２第５項の規定に基づく劣化評価の結果を活用することができる。その場合は、当該劣化評価の結果に自主的な取組に係る評価を加味して当該項目としての評価を行うこととする。 (1)～(14)　(略) ４．　(略)	(Technology)、「基準規格及び規制」(Codes, standards and regulations)及び「知識」(Knowledge)の三つのタイプに分類している。 また、No.SSG-25では、「構築物、系統及び機器の状態」(Actual condition of structures, systems and components important to safety)、「経年劣化」(Ageing)及び「安全実績」(Safety performance)の各安全因子の中で旧式化への対応について記載されている。 *2:比較対象のプラントは、国内の同型炉のほか、異なる型の原子炉や国外プラントを比較対象にすることも考慮する。 なお、運転開始後３０年を経過した発電用原子炉施設にあっては、「(4)経年劣化」について、原子炉等規制法第４３条の３の２２第１項及び実用炉規則第８２条第１項から第４項までの規定に基づく経年劣化に関する技術的な評価の結果を活用することができる。その場合は、当該技術的な評価の結果に自主的な取組に係る評価を加味して当該項目としての評価を行うこととする。 (1)～(14)　(略) ４．　(略)